

浅口市業務継続計画

令和5年5月

浅口市

《 目 次 》

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 業務継続計画策定の効果
- 4 基本方針
- 5 対象とする組織
- 6 発動及び終結

第2章 前提とする災害と被害想定

- 1 前提とする災害
- 2 被害想定

第3章 非常時優先業務

- 1 非常時優先業務の考え方
- 2 非常時優先業務の対象期間
- 3 非常時優先業務の選定基準
- 4 非常時優先業務の選定結果

第4章 非常時優先業務の実施体制

- 1 指揮命令系統
- 2 職務代理
- 4 職員の参集体制
- 5 職員参集状況の想定
- 6 職員の確保対策

第5章 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策

- 1 庁舎
- 2 電気、水、食料等
- 3 通信手段
- 4 情報システム等

第6章 業務継続体制の向上

- 1 計画の見直し・更新
- 2 研修・訓練の実施等
- 3 平時からの備え

附属資料

- ・ 非常時優先業務一覧
- ・ 重要な行政データのバックアップ状況一覧

第 1 章 浅口市業務継続計画の基本的な考え方

1 計画の目的

大規模災害が発生した際、各自治体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

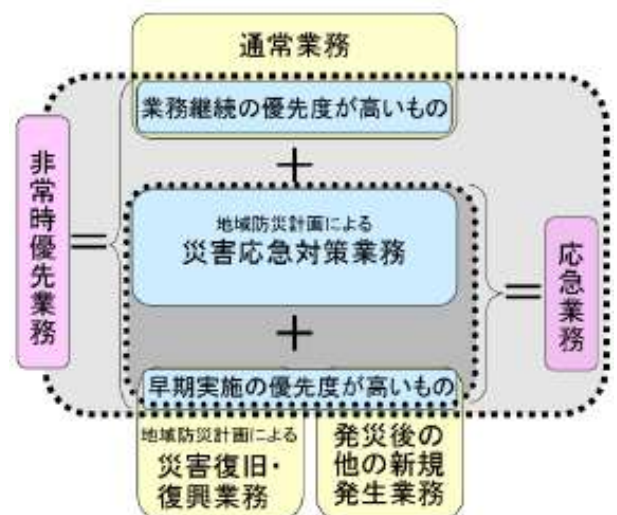
しかしながら、平成 23 年 3 月の東日本大震災や、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨等、過去の災害では、自治体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところである。

このため、災害により浅口市の資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合においても、被災者の保護や住民生活の安定のために最大限の役割が果たせるよう、浅口市業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定し、優先的に実施すべき業務（「非常時優先業務」※）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等について、あらかじめ定めるものである。

※ 非常時優先業務とは

大規模災害発生時においても優先して実施すべき業務が「非常時優先業務」である。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（「応急業務」と総称する。）のほか、「業務継続の優先度の高い通常業務」が対象となる。



2 計画の位置付け

浅口市防災会議は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基き、「浅口市地域防災計画」を作成しており、本市及び防災関係機関並びに事業者及び住民が、災害の予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき基本的事項を総合的に定めている。

これに対し、浅口市業務継続計画は、地域防災計画を補完するものとして、被災により制約が伴う状況下においても、災害応急対策業務及び優先度が高い通常業務を的確に実施するために、本市が独自に定めるものである。

＜地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）＞

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	浅口市防災会議が作成し、浅口市、岡山県、防災関係機関等が実施する。	浅口市が作成し、自らが実施する。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時に必要資源に制約がある状況においても、目標とする時間・時期までに非常時優先業務が実施できるようにする。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の 水・食料等の確保	業務に従事する職員の 水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討し、記載する必要がある。

3 業務継続計画策定の効果

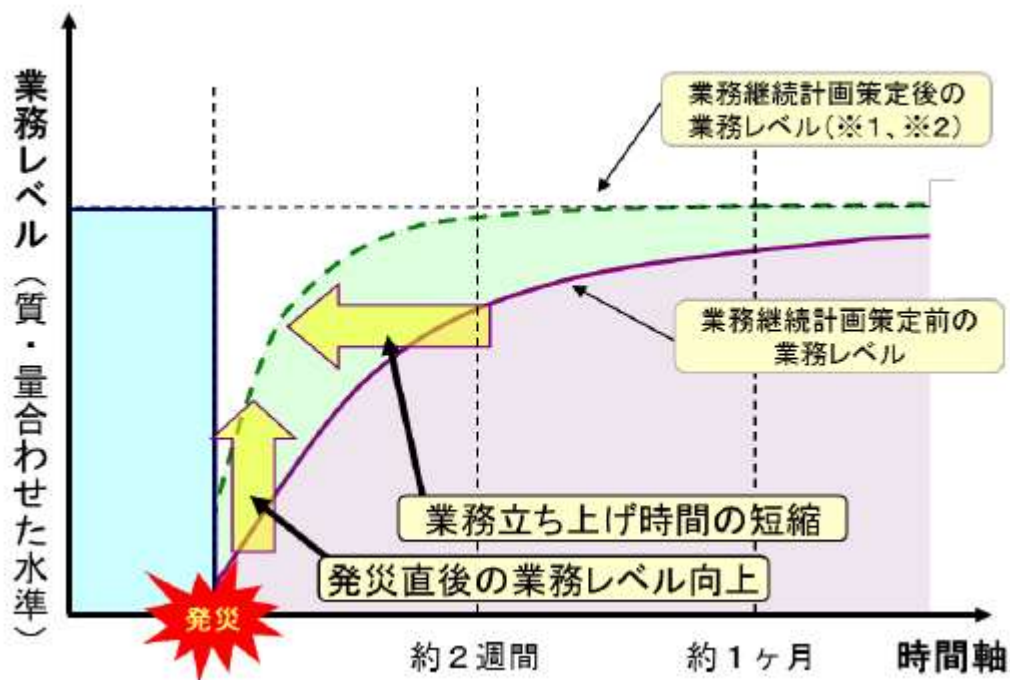
災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

浅口市においても、被害状況等の確認など、発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

浅口市業務継続計画をあらかじめ策定し、継続的改善を行うことにより、非常時優先業務の執行に必要な資源を確保し、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上等を図ることにより、災害発生直後の混乱から行政が機能不全

になることを避け、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

<業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ>



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用により、業務の実効性を確保し、100%を超える業務レベルに対しても適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて、計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていく必要がある。

4 基本方針

大規模災害発生時において、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、次の基本方針に基づき、組織全体で業務継続体制を確保するものとする。

- (1) 大規模災害発生時においては、浅口市地域防災計画に定める災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 住民生活の安定に重大な影響を与える非常時優先業務以外の業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は全庁横断的に調整し、確保する。

(4) 平常時からの全庁的な取組みにより、業務継続体制の強化を推進する。

5 対象とする組織

浅口市業務継続計画は、本市の全部局を対象とする。

6 発動及び終結

(1) 浅口市業務継続計画の発動判断

浅口市業務継続計画の発動は、災害の発生により浅口市災害対策本部を設置した場合において、災害対策本部長である市長が判断する。

<災害対策本部設置基準（浅口市地域防災計画より抜粋）>

- ① 市内全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ② 局地的な災害であっても被害が甚大であり、本庁―支所間又は支所同士の応援協力が不可欠であるとき。
- ③ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

(2) 浅口市業務継続計画の終結判断

浅口市業務継続計画の終結は、浅口市災害対策本部を廃止した場合、もしくは、災害応急対策が概ね完了して、通常業務の再開に重大な支障が生じない状況になった場合等において、災害対策本部長である市長が判断する。

(3) 浅口市業務継続計画の発動・終結の周知

浅口市業務継続計画を発動又は終結したときは、関係機関及び住民に周知する。

第2章 前提とする災害と被害想定

1 前提とする大規模災害

浅口市業務継続計画において想定する災害は、浅口市地域防災計画が想定する地震のうち、本市域の被害が最も甚大と想定される南海トラフ地震とし、地震発生時の状況は、下表のとおりとする。

<南海トラフ地震の発生時期等の想定>

想定項目	想定内容	
発生時期	季節	冬
	時刻	18時

2 被害想定

前記「1」の想定に基づく、地震発生時の本市域の被害想定は、下表のとおりとする。

<岡山県地震・津波被害想定調査（平成25年7月）>

想定項目	想定内容	
地震	地震の規模	マグニチュード9
	最大震度	6弱
津波	津波高（寄島町（笠岡市境）付近）	2.81m
	浸水面積（1cm以上）	290.92ha
	海面変動影響開始時間（到達時間）	252分
建物被害	全壊・焼失	187棟
	大規模半壊・半壊	2,889棟
人的被害	死者数	7人
	負傷者数	149人
	重傷者数	15人
ライフライン被害	上水道（断水人口）	28,432人
	下水道（支障人口）	24,289人
	電力（停電軒数）	22,036軒
生活支障等	避難者数（避難所）	3,659人
	避難者数（避難所外）	1,900人
	震災廃棄物発生量	3万トン

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の考え方

浅口市地域防災計画に定める災害応急対策業務及び早期実施の必要な災害復旧・復興業務（災害応急業務）に、停止することにより市民生活や社会活動に大きな影響を及ぼす通常業務（優先度の高い通常業務）を加えたものを「非常時優先業務」とする。

2 非常時優先業務の対象期間

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整い、通常業務への移行が可能になると考えられるまでの期間とし、浅口市業務継続計画においては、「発災後1か月間以内」とする。

3 非常時優先業務の選定基準

発災時において、資源の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、非常時優先業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

なお、非常時優先業務は、「非常時優先業務選定基準表」に基づき、次の点に留意して選定する。

（1）非常時優先業務選定の留意点

- ・ 非常時優先業務にどの業務が該当するかは、「災害発生後の一定の時間が経過した時点で、当該業務が一定程度実施（再開）されているのが望ましいか」という観点で検討する。
- ・ 応急業務の漏れが生じないように、地域防災計画との整合を確認する。

（2）業務開始目標時間設定の留意点

- ・ 地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から確認・検討する。
- ・ 業務開始目標時間は、住民にとって、当該業務がいつ頃までに開始される必要があるかという「必要性」の視点から確認・検討する。
- ・ 条件によって業務開始目標時間が大きく異なる場合は、原則として最も早い時期を業務開始目標時間として設定する。前提条件ごとに業務開始（実施）の目標時間が設定できる場合は、併せて記載する。
- ・ 発災から1～2週間後に、実際の被害状況等を受けて実施が決まる業務が多くなることに留意する。

<非常時優先業務選定基準表>

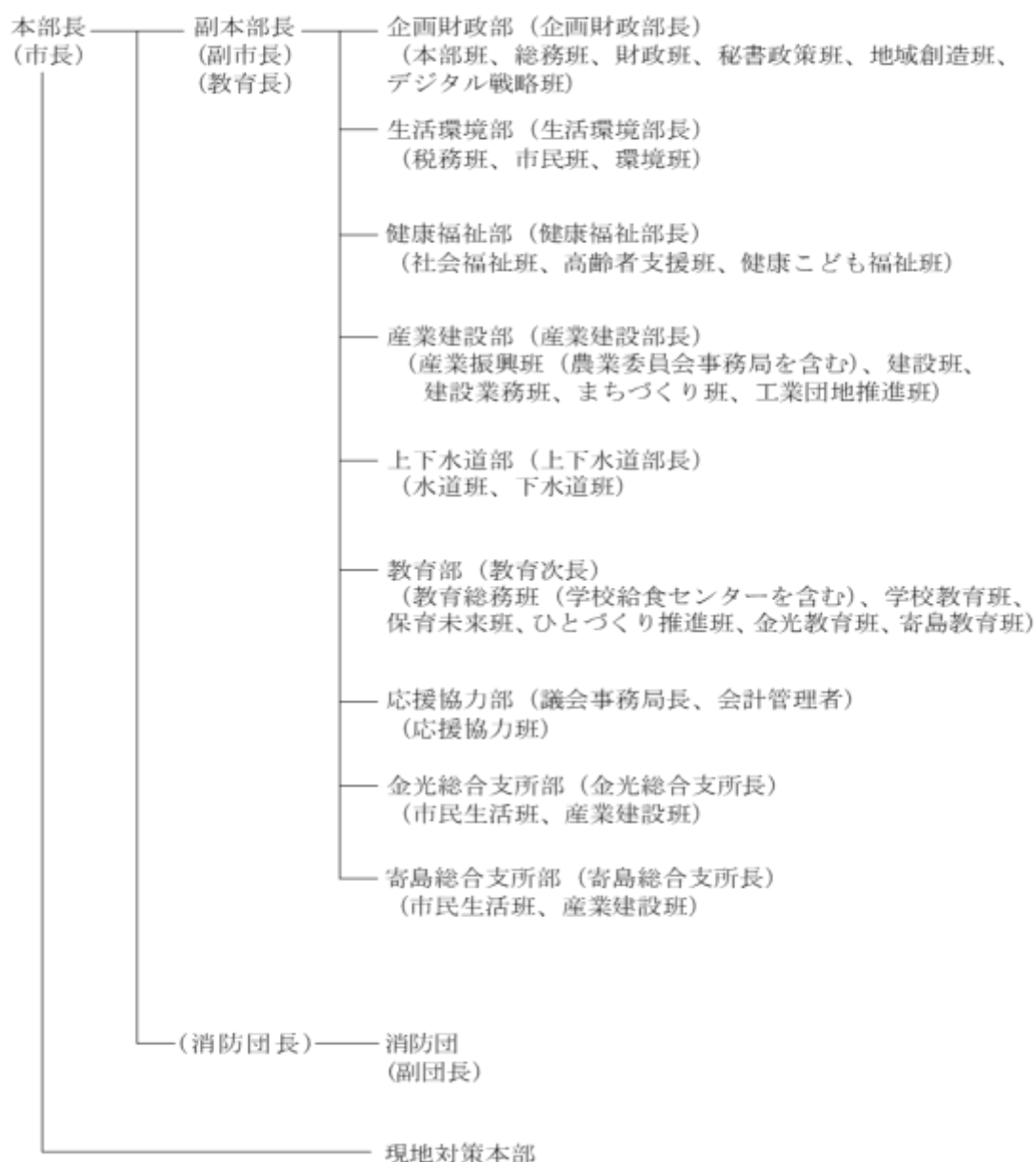
業務開始 目標時間	選定基準	想定される業務 (□応急業務、■通常業務)
3 時間以内	市民の生命及び身体を守るための初動体制の確立に係る業務	☐ 災害対策本部の設置 ☐ 職員の安否確認 ☐ 避難所（福祉避難所）の開設及び運営 ☐ 情報・通信機器の復旧 ☐ 被害の把握 ☐ 市民への災害広報 ☐ 所管施設利用者等の安全確保 ☐ 防災関係機関との連絡調整 ☐ その他組織的な業務遂行に必須な業務 等
1 日以内	市民の生命及び身体を守るための市役所機能の維持・復旧に係る業務	☐ 協定締結団体への応援要請 ☐ 遺体の取扱い（収容、保管及び事務手続き） ☐ 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保及び供給） ☐ 土砂災害危険箇所等における避難 等
3 日以内	遅くとも3日以内に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため早期に対策を講じるべき業務	☐ 市ライフライン施設の応急復旧 ☐ 衛生環境の回復に係る業務（防疫、保健衛生及び廃棄物処理） ☐ 建築物の応急度判定 ☐ 物資集配拠点の設置・運営
2 週間以内	復旧・復興に係る業務の本格化や窓口機能の回復業務	☐ 市ライフライン施設の復旧・復興の本格化 ☐ 生活再建支援業務 ☒ 学校等の再開検討 ☒ 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1 か月以内	業務の開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務や重大な行事の手續等に係る業務	☐ 罹災証明書の発行 ☐ 災害弔慰金、義援金等の配分 ☐ 応急仮設住宅の建設 ☒ 総合支所等での窓口業務の拡大 ☒ 社会的に重大な行事等（選挙、議会等）の延期調整業務等

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 指揮命令系統

非常時優先業務のうち、「災害応急業務」については、浅口市地域防災計画等に基づき、「優先度の高い通常業務」については、浅口市事務分掌規則（平成18年浅口市規則第2号）等に定める通常の指揮命令系統に従って実施することを基本とし、状況に応じて必要な措置を講じるものとする。

<浅口市災害対策本部の組織体制図>



2 職務代理

市長が不在の場合の職務代理順位は、浅口市地域防災計画により以下のとおりとなっており、この計画の実施においても同様とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長※	副市長※	教育長

「※」については、市長があらかじめ定める順位

3 職員の参集体制

非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害が発生した場合は、浅口市地域防災計画に定める基準に基づき、速やかに参集する。

また、参集途中には、被害状況等の情報収集に努め、登庁後は災害対策本部等の指示に従い、適宜、報告を行う。

なお、災害による交通機関の運休や道路被災等により、指定された事務所に参集できない場合は、最寄りの庁舎（本庁・総合支所）又は避難所に参集した上で、その旨を速やかに所属長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

<職員参集体制（浅口市地域防災計画、職員初動マニュアル）>

区分		防災体制	配備内容
地震	・震度5弱以上 ・大津波警報	非常体制	全職員（自動配備）
	・震度4以上 ・津波注意報、津波警報	警戒体制	全職員（自動配備）

4 職員の確保対策

（1）職員の安否確認

各所属は、毎年度始めに、災害発生時の緊急連絡網を作成しておくこととし、発災時には、所属長等の指示により、直ちに職員の安否確認を行うものとする。

なお、大規模災害発生時には、災害対策本部から全職員に対し、安否確認及び参集ができるかどうかを確認するため、市職員用メール（参集メール）を配信する。

（2）全庁的な業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合には、まずは、部局（課）内で調整し、要員を確保するものとするが、なお不足する場合は、他の部局（課）から応援動員を行う。応援動員の調整は、各部（課）からの要請に基づき、災害対策本部において行う。

また、専門知識を必要とされる業務について、職員が不足する場合を想定し、平常時から業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

（3）職員の健康管理

なるべく早い段階で2交替制又は3交替制勤務とし、職員の健康管理に努める。

第5章 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策

1 庁舎

(1) 現状

本庁舎は、新耐震基準を満たしており、本市で想定される地震に耐え得る構造となっている。金光総合支所については、新耐震基準を満たしていないが、2024年以降に耐震化と一部取り壊し工事を行う予定としている。寄島総合支所は、新耐震基準を満たしている。

本庁舎及び各総合支所においては、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生とともに、天井板や照明器具の落下などにより、破片等が床や廊下に散乱することが予測される。また、勤務時間内に大規模な地震等が発生した場合は、庁舎等に来庁している住民からも負傷者が出る可能性があり、エレベーターが停止した場合は、内部に閉じ込められる人も発生する。また、寄島総合支所は南海トラフ地震が発生した場合に、津波により0.01m以上～0.3m未満の浸水が予想される。

<施設の状況>

区分	建築年	耐震	災害危険度				
			津波	洪水	急傾斜危険箇所	土砂災害警戒区域	備考
本庁舎	S49.3 S56.10（増築）	耐震改修済	○	○	○	○	
金光総合支所	S42.8 H13.3（増築） H14.3（増築）	耐震改修なし	○	×	○	○	本庁舎代替施設
寄島総合支所	S62.6	耐震性有	×	×	○	○	本庁舎代替施設

※「○」危険度が低い又は当該区域などに指定されていない

「×」危険度が高い又は当該区域などに指定されている

(2) 対策

被災により、本庁舎が使用不可能となった場合は、次の施設を代替施設として業務を継続する。

庁舎名	代替庁舎	
	第1順位	第2順位
本庁舎	金光総合支所	寄島総合支所

2 電気、水、食料等

(1) 現状

資源	状況
電気	・本庁舎には、自家発電機が設置されており、供給条件に制限はあるが、停電時には庁舎内へ電力供給が行われる。 ○本庁舎（本庁舎北側書庫棟西側に設置） ・定格 150KVA、燃料タンク（1,950ℓ）満タンで 72 時間稼働 ・旧館 2 階・新館 1 階・新館 2 階・分庁舎の電灯回路（照明設備・小型機器）、電算室エアコン、上水用揚水ポンプ、消火栓ポンプに電力供給が行われる。 ・小電力用として、本庁舎・各総合支所で小型発電機（2.4KVA）を各 1 台確保している。
上水道	・発災直後は断水する可能性があり、復旧は被災状況により 1 ヶ月を超える可能性もあると予想される。 ・上水（飲料水）の貯水槽はない。
下水道	・発災直後は下水道の被災により水洗トイレが使用不能となる可能性があり、復旧は被災状況により 1 ヶ月を超える可能性もあると予想される。
食料等	・職員用の食糧及び飲料水等については、災害発生時、職員は数日間帰宅せずに非常時優先業務に従事することが想定されているため、その期間分をあらかじめ確保しておく必要がある。

(2) 対策

資源	対策項目
電気	・停電時には、電力事業者等に優先的な復旧等を依頼する。 ・停電の長期化に備え、燃料販売事業者等と燃料の優先供給に関する協定の締結等も検討する。 ・必要に応じて庁舎内の電力使用の制限を行う。 ・平常時から非常用電源の確保や燃料備蓄等に取り組む。
上水道	・非常時には、施設の機能回復までの暫定措置として、管工事業組合及び水道協会県支部に連絡し、給水車や給水タンクによる応急給水活動並びに上水道施設の応急復旧活動の支援を要請する。必要に応じて、県を通じて自衛隊に給水車の派遣を要請する。 ・平常時からマニュアルを作成し、災害対応体制の確立に取り組む。

下水道	・非常時には、下水道維持管理業者に連絡し、下水道施設の点検及び早期復旧を依頼する。 ・仮設トイレの設置可能な業者を確認しておく。 ・職員、来庁舎、避難者等を想定して、簡易トイレの備蓄を行う。 ・平常時からマニュアルを作成し、災害対応体制の確立に取り組む。
食料等	・非常時には、災害協定締結団体に食料及び飲料水等の支援を要請する。 ・職員は、3日分の食料及び飲料水を確保しできるように努める。

3 通信手段

(1) 現状

通信手段	状況
N T T 電話回線	・本庁舎の電話交換設備は、非常用発電機による電源供給が行われるため、機器に障害がない限り停電になったとしても、72時間は使用が可能である。また、電源供給が行われない場合であってもUPS（無停電電源装置）により半日程度は使用が可能である。 ・電話交換設備は2階に設置しており、水害への対策が図られている。 ・本庁舎で2回線が災害時優先電話の承認を受けており、発災時に通信制限がかかった場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。
インターネット	・庁内ネットワークからのインターネット接続は、笠岡放送（株）のみとなっている。
災害情報メール等	・あさくちメールの登録アドレス数は、約2,500件（令和5年3月現在）である。 ・災害発生時には、携帯電話の主要3キャリア（NTTドコモ、au、ソフトバンク）に対して、緊急速報メールによる情報伝達が可能である。
緊急告知FMラジオ	・公共施設及び自主防災組織長宅を対象に127台設置（令和5年3月）している。
防災行政無線	【移動系】 ・基地局は、本庁舎2階電話交換器室に設置、遠隔制御装置を本庁4台（統制台含）、金光総合支所2台、寄島総合支所2台、消防団の方面団各本部に1台ずつの合計11台設置している。 ・市全体で、携帯型及び車載型無線機を130台保有してい

防災行政無線	る。 (本 庁 舎) 携帯型：30 台、車載型：16 台 (金光総合支所) 携帯型：25 台、車載型：15 台 (寄島総合支所) 携帯型：26 台、車載型：18 台 【同報系】 ・移動系を利用した同報利用として整備している。 ・親局は本庁舎 2 階電話交換器室に設置している。 ・子局（屋外スピーカー）は、寄島地区に計 17 か所に設置している。（令和 5 年 3 月現在） ・緊急地震速報や国民保護情報等の発表時には、J アラートにより自動で緊急情報が放送される。
県防災行政無線	【電話】 ・本庁舎の総務課と宿直間に各 2 台設置している。 【ホットライン電話】 ・本庁くらし安全課に 1 台設置（岡山県総合防災情報システムに付帯で平常時も利用可） 【防災 F A X】 ・本庁 2 階に 1 台設置している。（平常時にも使用可）

（２）対策

通信手段	対策項目
N T T 電話回線	・非常時には、電話回線の優先的な復旧を要請し、電話回線の早期復旧を図る。 ・平常時から、固定電話の災害時の使用ルール等について検討しておく。 ・多様な通信手段の確保を進めるとともに、平常時から県防災行政無線電話の使用方法についても確認しておく。
インターネット	・通信事業者に対して優先的な復旧を要請するとともに、通信回線の早期復旧を図る。 ・緊急時には、教育委員会が整備したモバイルルータ及びフリー Wi-Fi を活用し、一時的にインターネット接続を行う。
災害情報メール等	・定期的に通信テストを実施する。
緊急告知 F M ラジオ	・毎月 1 回実施しているテスト放送により、ラジオの受信状況を確認する。
防災行政無線	・防災行政無線の定期的な保守点検を実施するとともに、使用方法について確認しておく。
県防災行政無線	・県との連絡は、県防災行政無線電話や F A X を活用する。

4 情報システム等

(1) 現状

本市における大部分の情報システムは、住民情報系システム、内部情報系システムともに、災害対策が施された遠隔地のデータセンターで運用しており、平常時は専用回線で接続している。

一部の情報システムやネットワーク機器等については、本庁舎の情報管理室内にある免震・耐震対策を施したサーバーラックに搭載しており、災害対策が実施されているが、各課や本庁舎以外に設置された機器等の対策は未実施である。

情報管理室内で運用している個々の機器はUPSより電源供給がされており、災害時に電力供給が遮断されるとUPS機能により安全に停止し、保護される仕組みになっている。

再起動時に、機器又はソフトウェアに損傷があった場合は、保守契約業者やシステムサポート技術者による復旧作業が必要となる。

本庁舎と金光総合支所間の通信回線は岡山情報ハイウェイを利用しており、本庁舎と寄島総合支所、健康福祉センター、中央公民館等は笠岡放送（株）の通信回線を利用しているが、災害等でネットワークケーブルが断線した場合は、復旧にかなりの時間を要することが懸念されており、復旧までの間、各施設でのシステム利用ができなくなる可能性がある。

(2) 対策

- ・各課に配置しているパソコンやプリンター等の転落・転倒防止対策を実施する。
- ・ネットワーク回線の多重化に努めるとともに、ネットワーク機器の代替機を用意しておく。
- ・UPSのバッテリー点検及び交換を実施する。
- ・情報関連機器・サーバールーム専用の消火器を設置する。
- ・水害による浸水想定区域内においては、浸水までの猶予時間に重要な行政データ等を上層階等に移動させるための手順や体制を整備する。
- ・バックアップ媒体を活用して、業務継続に必要な情報の復元手順を確認しておく。
- ・情報システムの保守・運用業者を含めた緊急連絡体制を整備し、定期的に更新を行う。
- ・緊急時にインターネットを利用可能な機器・アカウント等の整備を行う。

5 その他の物品・用品等

非常時優先業務を遂行する上で必要な物品・用品等（コピー用紙、プリンター用トナー、事務用品等）が、業者から補給されない状態であっても不足がないよう、常時保管量を把握しておく必要がある。

第6章 業務継続体制の向上

1 計画の見直し・更新

社会的・外部環境の変化や人事異動、事務事業の見直し、組織改編等により、業務や必要な資源は、絶えず変化するため、計画策定後においても、PDCAの手法を用いて継続的に計画の見直し及び更新を行い、実効性を確保する。特に、次の場合においては、積極的に見直し・更新を実施する。

また、大規模災害等の発生により、本市の行政機能が喪失、不全となった場合を想定し、県や他市町村等から円滑に応援を受入れ、有効に活用するための体制整備に努める。

- ① 被害想定が更新されたとき
- ② 浅口市地域防災計画の修正内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ③ 事務事業の見直しや組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ④ 災害対応や訓練において課題が明らかになったとき

2 研修・訓練の実施等

災害時に計画が有効に機能するためには、平常時から職員一人ひとりが業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識しておく必要がある。このため、毎年度、各所属において、計画の周知・確認を行うとともに、組織的な対応力を高めるため、全庁的な取組による職員研修や実践的な訓練を計画的に実施する。

3 平時からの備え

(1) 各所属長

各所属長は、災害時において非常時優先業務を円滑かつ的確に実施するため、平常時から緊急時の連絡体制の確保やマニュアル等の作成、所属職員への周知徹底等、業務継続計画の実効性を確保するために必要な措置を講じるものとする。

なお、マニュアル等の作成時に考慮すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 発災時の状況等の具体的な想定
- ② 非常時優先業務の業務開始目標時間を踏まえた災害時の所要人員及び応援体制等の整備
- ③ 式指揮命令系統や情報連絡体制等の整備
- ④ 指揮者の代行や災害長期化に備えたバックアップ体制の構築
- ⑤ 業務遂行上の課題と対応策を検討

(2) 各職員

各職員は、日常の業務や研修・訓練等を通じ、次の事項の習熟に努める。

- ① 本市の防災体制と防災上処理すべき業務（地域防災計画）
- ② 災害発生時の動員計画と自らの役割
- ③ 各関係機関等との連絡体制
- ④ 非常時優先業務に係る関係法令の運用
- ⑤ 地域の災害リスク及び被害想定